

JDSF 岩手交際に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県ダンススポーツ連盟（以下「JDSF 岩手」）の運営上必要と認める交際に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 JDSF 岩手がこの規程を適用する場合には、以下の基本方針によるものとする。

- (1) JDSF 岩手の存続又は発展に資すること。
- (2) JDSF 岩手登録会員の会員満足向上に資すること。
- (3) JDSF 本部及び関連組織との友好、協力関係に資すること。
- (4) ダンススポーツの普及拡大に資すること。

(冠婚葬祭等への対応基準)

第3条 JDSF 岩手が組織として冠婚葬祭に対応する場合の基準は次の通りとする。

- (1) 会員個人に関する社会通念上の冠婚葬祭に関しては、組織としての対応は原則として行わないものとする。
- (2) 現役役員及び役員経験者に関する社会通念上の冠婚葬祭に関しては、その状態を勘案し対応を決定するものとする。
- (3) JDSF 岩手加盟サークルのパーティーについては、概ね10年単位で開催される記念パーティー等で招待があった場合に対応するものとする。
- (4) JDSF 岩手の協賛団体が開催する祭事等については、概ね10年単位で開催される記念パーティー又は社会的に認知され若しくは容認されると認められるイベントに限定するものとする。
- (5) 行政関係や関係他団体等が開催する記念式典、会合等にあつては、その内容によりその都度判断するものとする。

(対応の形態)

第4条 JDSF 岩手が組織として冠婚葬祭に対応する場合の対応の形態は次の通りとし、その都度判断するものとする。

- (1) 電報等による対応
- (2) 生花等による対応
- (3) 会長（又は代理）の出席による対応

2 冠婚葬祭に対応する場合の交際費は、交際の程度、事業の内容等を勘案して決定するものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会で協議し別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月19日から施行する。